守谷市議会議場システム等更新業務
公募型プロポーザル実施要領

本プロポーザルは、令和９年度当初予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会における予算の否決・減額等があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合がある。

１　趣旨

本要領は、守谷市議会議場システム等更新業務（以下「本業務」という）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための各種手続、要件及び審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。また、本業務では、現行設備において機器故障が頻発している状況を踏まえ、導入機器の信頼性、障害の未然防止、障害発生時の早期復旧及び長期的な保守性を重視して受託候補者を選定する。

２　業務概要

（１）業務の名称

守谷市議会議場システム等更新業務

（２）業務内容

本業務は、議場システム等の設計、調達、構築、設置、試験、研修、初期運用支援である。

※詳細は別紙「守谷市議会議場システム等更新業務仕様書（以下、「仕様書」という)」のとおり

※保守業務は別途契約を予定している。ただし、本プロポーザルで提案した保守内容、体制、サービス水準及び参考見積額は、将来の保守契約に係る協議の基礎とする。なお、本プロポーザルの選定は、将来の保守契約の締結を保証するものではない。

（３）履行期間

契約締結日から令和１０年２月１０日まで

※令和９年度単年度予算事業になるため、契約締結日は令和９年４月を予定している。

（４）提案上限額

５０，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業規模を示すためのものである。

（５）選定方法

公募型プロポーザル方式

３　参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（２）守谷市競争入札参加資格規程（平成１５年守谷市訓令第１３号）に基づく令和７・８年度の競争入札参加有資格者名簿（物品・役務）に登録されており、令和９・１０年度も登録される見込みであること。

（３）守谷市工事等の契約に係る指名停止等措置要領（平成６年守谷町規程第１０号）に基づく指名停止期間中でないものであること。

（４）守谷市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成２０年守谷市告示第７６号）第３条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始後又は再生計画の認可決定が決定した後に守谷市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りではない。

（６）破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始又は会社法（平成１７年法律第８６号）の規定に基づく特別清算開始の申立がなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。

（７）次のいずれかに該当する者でないこと。

ア　自らが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団である者

イ　自らの役員等が暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員である者

ウ　自らの経営に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）が実質的に関与している者

エ　自ら又は自らの役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用する等をしている者

オ　自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金を供給

し、若しくは便宜を供与する等積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者

カ　自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難される関係を有している者

キ　自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用する等をしている者

（８）仕様書に基づく本業務を履行するために必要な業務経験を有し、本業務に精通した者を従事させることができるとともに、本業務を円滑に確実に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

（９）過去１０年間（平成２８年度以降）に、国、県又は他の地方公共団体が発注した議場システムに関し、本業務と同等以上の規模及び機能を有する業務の履行実績を１件以上有すること。

※なお、「同等以上の規模及び機能」とは、以下をすべて満たすものとする。

・議員定数が１６人以上であること

・議場内に設置するカメラが３台以上であること

・本業務で求める主要な機能（例：電子採決機能、自動カメラ追尾機能、映像配信機能など）を有していること

４　スケジュール

日程	内容
令和８年１１月２７日（金）	・実施要領等の公表、募集の開始
令和８年１１月２７日（金）から 令和８年１２月１８日（金）まで	・質問受付期間
令和８年１２月１１日（金）まで	・業務場所現地確認申込期限 （様式６）
令和８年１２月２２日（火）から 令和８年１２月２４日（木）まで	・業務場所現地確認期間
令和８年１２月２５日（金）まで	・質問に対する回答（随時）
令和９年１月１５日（金）まで	・企画提案書の提出期限
令和９年２月　４日（木）又は 令和９年２月　５日（金）予定	・プレゼンテーション審査
令和９年２月中旬予定	・選定結果通知、結果の公表
令和９年４月以降	・契約締結

※業務場所現地確認期間の対応時間は、各日①１０：００～１１：３０、②１３：３０～１５：００とし、見学は１事業者９０分以内とする。

５　実施要領等の公表

（１）公 表 日　　令和８年１１月２７日（金）

（２）公表方法　　守谷市公式ホームページへの掲載

URL:https://www.city.moriya.ibaraki.jp/

（３）実施要領等の関係書類の入手方法

市ホームページからダウンロード

６　質問と回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおり行うものとする。

（１）受付期間

令和８年１１月２７日（金）～１２月１８日（金）　午後４時まで（必着）

（２）提出方法

質問書（様式１）に質問内容を記載し、メールにより提出すること。

電子メールの件名は「【議場システム等プロポーザル質問】_○○（事業者名）」とすること。なお、メール送信後、電話による連絡も行うこと。

（３）回答方法

令和８年１２月２５日（金）午後６時までに、随時市公式ホームページに掲載する。なお、質問のあった事業者名は公表せず、質問内容及び回答のみ公表する。また、質問内容が不明瞭である場合、意見表明と解されるものは回答しないことがある。さらに、質問内容を公表することが質問した者に不利益になる場合は、個別回答をするものとし、質問内容・回答内容を公表しないことがある。

（４）提出先

守谷市議会　議会事務局

メール：gikai＊city.moriya.ibaraki.jp

（セキュリティ上、＊を@と読み替えること）

なお、電話による質問は受付しないので、留意すること。

７　参加手続等

（１）提出書類

書類名	様式	備考
①参加申込書	様式２	
②会社概要書	様式３	会社パンフレット等、会社概要がわかるものを併せて提出すること。
③業務実績書	様式４	平成２８年度以降の実績を記載すること。また、記載した実績の受注を確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。
④業務体制表	様式５	
⑤企画提案書	任意様式	Ａ４サイズで作成すること。また、別紙の審査基準表に沿って企画提案書の作成を行うこと。なお、ページ数の上限は５０ページとする。
⑥提案見積書	任意様式	様式は任意とするが、以下の項目に区分して機器単価・数量等を明記すること ①議場システム（仕様書４．システム仕様（１）～（６）） ②情報提供設備（仕様書４．システム仕様（７）） ③登退庁表示設備（仕様書４．システム仕様（８））
⑦保守点検に係る参考見積書	任意様式	保守点検参考見積書は、令和１１年度から令和１５年度までの５年間について年度別に作成

		し、次の条件を含むこと。 ①定例会前の年４回の点検 ②年１回以上の現地点検 ③障害受付及び一次切り分け ④必要に応じた技術者の現地派遣 ⑤ソフトウェア及びファームウェアの更新 ⑥予備機または代替機の提供 ⑦交換部品費を含む範囲と含まない範囲 ⑧本会議当日の立会いに係る単価 ⑨保守対象機器及び対象外機器の一覧 なお、消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

（２）提出部数

①正本（上記①～⑦）　　１部

②副本（上記①～⑦）　　２部

③データ　　一式（正本の電子データ、CD-R 又は DVD-R に格納すること）

（３）提出期限

令和９年１月１５日（金）　午後５時（必着）

（４）提出方法

持参又は郵送

（５）提出先

〒３０２－０１９８　茨城県守谷市大柏９５０番地の１

守谷市 議会事務局 議場システム等更新業務 担当者 宛

８　企画提案書等の取扱い

（１）提出された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。

（２）企画提案書等の提出後、補足資料等を求めることがある。

（３）企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加停止措置を行うことがある。

（４）企画提案書等に含まれる著作権・特許権など、日本国の法令に保護された第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

9　審査（プレゼンテーション審査）

（１）審査の手順

企画提案者は、守谷市議会議場システム等更新業務におけるプロポーザル審査委員会において、企画提案書等に記載された内容の審査を行う。各委員の審査得点の平均点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。なお、審査は別紙「守谷市議場システム等更新業務公募型プロポーザル 審査基準表」に基づき行い、以下の考え方は記載のとおりとする。

・平均点の最低基準は６０点とする。
・「保守・事業継続性」の４項目の平均点の最低基準は２４点とする。
・応募者数が１者の場合においても、最低基準未満の場合は選定しないこととする。
・同点の場合は、「保守・事業継続性（№８～１１）」、「価格評価（№１２～１３）」の平均点の順で決定する。
・仕様書で示す要件に重大な不適合がある場合は採点対象外とする。

（２）日時：令和９年２月４日（木）・５日（金）※予定

なお、審査の順序は、企画提案書の提出順とする。

（３）実施場所：守谷市役所 本庁舎 ２階 全員協議会室（予定）

（４）所要時間

プレゼンテーションの時間は原則１企画提案者あたり４０分とし、時間配分は以下を目安とする。

・企画提案（プレゼンテーション）　２０分以内
・質疑応答　２０分以内

（５）内容

企画提案書の詳細な説明をすること。なお、提案内容の説明には企画提案書のほか、パワーポイントを利用した説明を可能とする。ただし、パワーポイントの内容は、企画提案書に記載された提案内容及びその補足事項に限り、企画提案書の項目に無い事項の追加提案はできないものとする。

（６）出席者

４名以内とし、業務体制表に記載された管理責任者及び主担当者は必ず出席すること。

（７）使用機器

本市が用意する機器（スクリーン、HDMI ケーブル、マイク）以外の機器を使用する場合は、企画提案者が持参するものとする。

（８）選定結果

選定結果については、プレゼンテーション審査に参加した全ての企画提案

者に個別に電子メールにより通知するとともに、市 HP において、選定結果（優先交渉権者の名称）を公表する。

なお、選定結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

（９）その他

企画提案書及び各審査における質疑応答における回答事項等で、仕様書にない提案があった場合は、業務の仕様に含めることを原則とするが、提案内容及び各審査における質疑応答における回答事項がそのまま契約内容となるものではない。

10　評価項目

評価項目は、仕様書の要件を全て満たすことを前提に、別紙「守谷市議場システム等更新業務委託公募型プロポーザル 審査基準表」のとおりとする。

11　その他留意事項

（１）本プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。

（２）本市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。

（３）企画提案書は、１事業者につき１提案とする。

（４）提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。

（５）企画提案書等、本プロポーザルに関する全ての提出物は返却しない。

（６）企画提案書等については、本プロポーザルにのみ使用するものとする。

（７）本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

（８）選定結果（参加者数、点数、順位）は公表するものとし、参加者名は優先交渉権者のみ公表するものとする。

（９）本業務の契約が締結されるまでは、本プロポーザルに伴う書類は非公開とする。ただし、契約締結後は、情報公開請求により、守谷市情報公開条例（平成１０年守谷町条例第４号）に基づき、取り扱うものとする。

（１０）次のいずれかに該当する場合は失格とする。

①参加資格の要件を満たさなくなった場合

②提出書類に虚偽の記載があった場合

③見積書が委託料の提案上限額を超えている場合

④選定の公平性を害する行為があった場合

⑤その他、著しく信義に反する行為があった場合

12　事務局

茨城県 守谷市役所 議会事務局

住　所：〒302-0198　　茨城県守谷市大柏 950 番地の 1

電　話：0297-45-1111（代表）　　内線 532

メール：gikai＊city.moriya.ibaraki.jp

（セキュリティ上、＊を＠と読み替えること）